

会 議 録

会議の名称		小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会
事務局		小金井市教育委員会指導室
開催日時		令和3年7月5日午後5時から午後7時まで
開催場所		小金井市役所本庁舎 第1会議室
出席者	委員	小林委員長、坂井副委員長、浅香委員、今城委員、梅山委員
	事務局	大熊教育長、大津学校教育部長、加藤指導室長、丸山統括指導主事、西尾指導主事、向井指導主事、郷古指導係長、辻指導係主事
傍聴の可否		Ⓐ ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数		3人
会議次第		1 教育委員会あいさつ 2 委員の委嘱等 3 諮問事項 4 事務連絡
発言内容・発言者名 (主な発言要旨)		別紙のとおり
提出資料		資料1 次第 資料2 小金井市教育委員会いじめ問題対策委員名簿 資料3 小金井市いじめ防止対策推進条例 資料4 小金井市いじめ防止基本方針 資料5 「いじめをしない・見逃さない」小金井市をめざして 資料6 小金井市立小・中学校のいじめ防止等のための取組 資料7 小金井市いじめ防止対策推進条例における重大事態発生時の対応 資料8 小金井市いじめ防止基本方針 改定案について 資料9 諮問書(写)

<p>事務局(大津)</p>	<p>1 教育委員会あいさつ</p> <p>令和3年4月1日付で施行した小金井市いじめ防止対策推進条例に基づき、小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会が設置された。本日はその第1回目の会議である。私が委員長の互選まで司会進行を務める。</p> <p>本来であればここで教育長から挨拶をするところだが、別の会議に出ているため、こちらに来るのが少し遅れている。先に私から小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱の手続きをする。</p>
<p>事務局(大津)</p>	<p>2 委員の委嘱等</p> <p>* 浅香委員、今城委員、梅山委員、坂井委員、小林委員の順に委嘱する。</p>
<p>浅香委員</p>	<p>委員長、副委員長の選出に入る前に、自己紹介をお願いしたい。</p> <p>東京学芸大学の保健管理センターに勤めている精神科医の浅香真知子である。</p>
<p>今城委員</p>	<p>玉川大学の今城徹である。平成24年度から28年度まで小金井第一小学校で校長をしていた。</p>
<p>梅山委員</p>	<p>東京学芸大学のソーシャルワーク教室に所属している梅山佐和である。2年前に東京学芸大学の方に着任した。その前まで、京都や大阪の複数の自治体でスクールソーシャルワーカーをしながら、大学でも働いていた。虐待や非行に関わる子供たちへの支援を専門にしている。</p>
<p>坂井委員</p>	<p>弁護士の坂井である。この5月末まで小金井市の福祉オンブズマンを6年間していた。任期満了のため、小金井市と縁が切れると少し寂しく思っていたところ、今回のお話をいただいた。</p> <p>弁護士の業務として、小・中学校に複数の弁護士で出向き、いじめ出張授業を行っている。いじめとは何か、いじめっ子、いじめられっ子、囂し立てる人、傍観者といった構図をドラえもんの人間関係を使い、分かりやすく教えるというのを行っていた。ここ数年、子供やいじめの問題から離れてしまっているため、新しい情報を入手しつつ、小金井市のいじめ問題に役立てるように尽力したい。</p>
<p>小林委員</p>	<p>東京学芸大学の特別支援教育臨床サポートセンターの</p>

<p>事務局(大津)</p>	<p>方で教授をしている。小金井市いじめ防止対策推進条例の制定のときに、2年ほどお手伝いした。小金井市との縁は、1995年に私が東京学芸大学に来てからなので26年、四半世紀になる。</p> <p>事務局の職員を紹介する。</p> <p>*加藤指導室長、丸山統括指導主事、西尾指導主事、向井指導主事、郷古指導係長、辻指導係主事の順に自己紹介する。</p>
<p>事務局(大津)</p>	<p>今、教育長が到着したので、挨拶をする。</p>
<p>大熊教育長</p>	<p>遅くなり申し訳ない。前の会議が延びてしまった。本日は小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会に集まっていたいただき、ありがとう。</p> <p>私が小金井市の教育長になった3年前、小金井市にはいじめ対策の条例がなかった。それをここにいる小林正幸先生を中心に委員会を立ち上げ、昨年度、条例が完成し、この委員会ができあがった。この委員会で、小金井市のいじめ問題について、また、もしも重大ないじめ問題が起きたときには、しっかり考えていただきたい。</p> <p>いじめ問題には非常に難しい問題がたくさんある。教育委員会で様々な施策を行っても、それがしっかりと子供につながっているかという点では不安である。多くの人たちの意見を聞きながら、日々、施策について考えていかなければならないと思っている。これまではいじめに関する施策について専門的な立場の方から意見をいただくことがなかなかできずにいた。今回この委員会ができたことで、子供たち一人一人の幸せをしっかりと担保し、その子らしさを最大限に生かすための施策を、皆さんのお力、お知恵を拝借し、どうかよろしくお願ひしたい。</p>
<p>事務局(大津)</p>	<p>それでは続いて議事に入る。まずは、委員長の互選についてである。選出の方法について、どなたかご意見いただけないか。</p>
<p>今城委員</p>	<p>選出方法だが、指名推薦はいかがか。</p>
<p>事務局(大津)</p>	<p>ただいま選出方法について、指名推薦との意見があったが、そのように決定することに意義はないか。</p> <p>*異議なしの声あり</p>

小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会 会議録

事務局(大津)	意義なしとのことなので、指名推薦で行う。どなたか推薦はあるか。
今城委員	委員長には、先程、話があった、小金井市いじめ防止対策推進条例で委員長を務めた東京学芸大学教授の小林正幸委員を推薦したい。
事務局(大津)	ただいま、委員長に小林正幸委員との推薦をいただいた。本委員会委員長に小林正幸委員を選出することに意義はないか。 * 異議なしの声あり
事務局(大津)	異議なしとのことなので、ただいま指名したとおり、選出することにする。ただいま選出された小林委員長に委員長の席を譲る。
小林委員長	ここからの進行は小林が行う。副委員長の互選を行いたい。選出方法についてご意見いただけないか。
梅山委員	委員長と同様に指名推薦の方法でいかがか。
小林委員長	選出方法について指名推薦との意見があったが、そのように決定してよいか。 * 異議なしの声あり
小林委員長	特に意義はないようなので、指名推薦の方法で行う。どなたか推薦をいただけないか。
梅山委員	副委員長に、法律の専門家である弁護士の坂井愛委員を推薦する。
小林委員長	ただいま副委員長に坂井愛委員の推薦をいただいた。本委員会副委員長に坂井愛委員を選出することに意義はないか。 * 異議なしの声あり
小林委員長	意義なしなので、ただいま指名したとおり選出することに決定する。ただいま選出された坂井副委員長に副委員長席に移っていただきたい。
小林委員長	それでは、委員長、副委員長が選出されたので、改めて委員長、副委員長から挨拶をする。

<p>坂井副委員長</p>	<p>先程、大熊教育長からお話があったが、ここにある小金井市いじめ防止対策推進条例だが、いじめ防止対策推進法ができてだいぶ経ってからできた条例である。後発というところになるので、たくさんの自治体の条例を集め、その中から小金井市にふさわしいものを取り入れ、また、小金井市には以前からいじめ防止基本方針があったので、それを踏まえてこの条例の作成に生かしてきた。ただこれは、形をつくったということなので、実際に試されるのはこれからである。</p> <p>起きないに越したことはないが、重大事態が起きてしまったときには組織として動かなければならない。それ以前に、小金井市の教育の中で、いかにして、いじめを未然に防ぐ、早期に発見して対応するということを考えることがこの委員会なのだと思う。小金井市の子供たちのために頑張っていきたい。よろしくお願ひしたい。</p> <p>改めて、副委員長を務める坂井である。法律の専門家と言っても、やはり今日お話があったとおり、条例や規則や宣言はつくって終わりではなくて、実務を通して、いかに実効性のあるものにしていくかが大事だと思う。私の知識を少しでもお役立ていただきたい。よろしくお願ひしたい。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>3 諮問事項</p>
<p>小林委員長</p>	<p>それでは、次に諮問事項をお願いしたい。</p>
<p>大熊教育長</p>	<p>いじめの防止等のための対策の推進について、小金井市いじめ防止対策推進条例第12条第3項の規定に基づき、下記の事項について、貴委員会のご意見、ご見解等を賜りたく、諮問する。</p> <p>諮問事項、小金井市いじめ防止基本方針について。諮問理由、小金井市では、小金井市いじめ防止基本方針を平成26年12月10日に策定し、いじめの防止等のための対策の推進を行ってきたが、令和3年4月1日に小金井市いじめ防止対策推進条例が施行されたことに伴い、改めて小金井市いじめ防止基本方針の検討を行うため、である。</p> <p>手元にあるこれが小金井市いじめ防止基本方針である。この中身を条例に沿って直していただきたいというのが諮問の内容である。お目通しをいただき、ご意見、ご見解をいただきたい。どうかよろしくお願ひしたい。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>平成26年に定められた基本方針を、条例を勘案しながら考えるということが諮問された。何を具体的にとい</p>

<p>事務局(加藤)</p>	<p>うところをお願いしたい。</p> <p>小金井市いじめ防止基本方針について、改定案を事務局で作成したので、主な変更部分を説明する。</p> <p>1 基本方針策定の意義であるが、1枚目の裏面の上から9行目に昨年度作成した小金井市いじめ防止対策推進条例を東京都の条例の後に続く形で追記した。</p> <p>2 いじめの定義においては、上から5行目、インターネット等と記載してきたが、等について中身が不明確ということがあり、等の文字を削除したい。</p> <p>3 いじめの禁止は、特に変更はない。</p> <p>4 いじめ問題への基本的な考え方については、2枚目の裏面の一番上、(2)のウの部分、条例の制定を受けて、加害の児童・生徒及びその保護者への支援について追記した。</p> <p>以降、表現等の精査を何点か行ったが、そちらについての説明は割愛する。</p> <p>5 学校における取組の部分、3枚目の(2)組織等の設置のイ、調査を実施する主体を明らかにした。また(3)学校におけるいじめの防止等に関する取組では、市及び教育委員会と学校が連携を図ることについて明記した。</p> <p>資料の4枚目、6市・教育委員会における取組の部分、条例の制定に伴い、現行の小金井市健全育成推進協議会についての記載を小金井市いじめ問題対策連絡協議会についての内容に変更した。また、小金井市いじめ問題対策支援チームについての記載を本委員会である小金井市いじめ問題対策委員会についての内容に変更した。また、その裏面、ウの部分に、小金井市いじめ問題調査委員会を設置することについて記載を加えた。最後の5枚目の裏面、重大事態への対応という部分、(4)のアだが、こちらにも本委員会である小金井市いじめ問題対策委員会が調査等を行うことを明記した。</p> <p>雑駁ではあるが、基本方針の主な変更箇所の案は以上である。</p> <p>また、本日は小金井市のいじめ防止対策に関する資料を3点準備したので、合わせて紹介する。まず、小金井市いじめ防止対策推進条例における重大事態発生時の対応をご覧いただきたい。こちらは、重大事態の判断、重大事態が発生した場合の対応の流れについて書いている。万一、重大事態が発生した際、本委員のみなさまに調査等の対応をいただくことになるので、ご確認いただきたい。最終的な調査報告書の書式例も載せている。</p> <p>続いて、学校と家庭と地域で子供をいじめから守り「いじめをしない・見逃さない」小金井市をめざします、という資料である。こちらは、いじめの構造、早期発見の</p>
----------------	---

ためのチェックシートの質問例なども載せている。右側には条例に基づく対策の推進について、学校における対応について図式化をして掲載している。

最後は、小金井市立小・中学校のいじめの防止等のための主な取組である。主に学校での取組について書き出した。組織体制については先程の横版の図式を見ていただくと分かりやすいと思う。2に、全校が行っているいじめの防止等のための主な取組を記載した。年3回以上のいじめに関する研修会、年3回以上のいじめに関する授業、その他、アンケートやSCによる全員面接の実施などを列挙した。3は、全校という訳ではないが、各校で行っているいじめの防止等のための主な取組である。子供たちの実態に応じて、場合によっては子供たちと相談しながら、このような取組を進めている。なお、WEBQUとは、簡単に言うと学級経営をサポートするアンケートのようなものであり、いじめ、不登校、ソーシャルスキルなどを多面的に分析し、可視化される調査、アンケートツールである。本市では一人一台のPC端末が子供たちに配備されているので、Web形式で今年度は全校実施している

以上、補足資料も含め紹介した。

小林委員長

今日、取り組まなければいけないのは、改定案についての審議である。特に、下線が引いてあるところを順番に見ていけばよいか。1ページの最初のところは特に変化はなしというところである。基本方針策定の意義だが、どんな流れかというところ、小金井宣言があり、今回、条例ができたので、小金井市いじめ防止対策推進条例等に基づき、というのを書き足す、これはその通りでよいと思う。

その次の定義だが、インターネットを通じて行われるもの、等という記載を外したということだ。法律ではどうなっているか。インターネットと限定されているのか。

事務局(郷古)

条例と法律ではインターネット等という表現は使っておらず、インターネットと規定している。

小林委員長

等とつけたのは他にもあるのではないか、ということなのだろうが、よく考えれば、今あるいわゆる Facebook や Twitter もみんなインターネットである。

坂井副委員長

LINE もそうか。

小林委員長

LINE もそうである。考え方としては。

<p>坂井委員</p>	<p>インターネットというのは広くくりでよいのか。電波を通じてとか。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>コンピュータを使い、全世界をネットワークで結んでいるというのがインターネットである。そのためのソフトは星の数ほどある。これから先、我々も知らないものが出てくるかもしれない。法や条例では等はとっている。インターネットを通じて行われるものという表現でよいのか。</p> <p>その次、児童・生徒の保護と主体的な取組への支援のアとイにウが加わった。アはいじめられた児童を徹底的に守る、イは児童・生徒主体の取組を支えるということになっている。条例で加害児童・生徒についての支援を新たに書き込んだところである。それを受け、ウに、いじめの再発防止に努める、いじめを行った児童・生徒に対して、その心情及び背景を踏まえて指導を行う、いじめを行った児童とその保護者に対して必要な支援を行うとなっている。これは条例ではどうなっているか。</p>
<p>梅山委員</p>	<p>第3条の3項にある。加害の子供への支援が入っているのがとてもよいと思った。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>よいか。次に移る。</p> <p>(3)は都の基本方針と同じ表現にしたということで、教員個人による対応に頼るだけでなく、から、教員個人による対応に任せることなく、という表現に変わっている。また、組織的な対応に取り組む、から、組織的な取組により解決を図るという表現に代わっている。こちらの方が表現としてはよいと思うので、(3)のアはこれでよいのか。</p> <p>その次、(4)保護者・地域・関係機関と連携した取組の、地域社会総掛かりで取り組むの中で、保護者や地域、関係機関と連携し、という表現が、保護者や地域、関係機関、市立小中学校以外の学校と連携し、に変わっている。これは条例策定のときに考えたところだが、小金井市には国立や私立の学校もあるが、小金井市教委育委員会は市立小中学校が所管となるので、条例で市立小中学校以外の学校に協力要請をするということにした。</p> <p>次に移る。5学校における取組、の(2)組織等の設置のイ、重大事態が発生した場合には、速やかに、というところを、学校及び学校設置者は、速やかに、とした。つまり、どこが設けるかを明確にしたということである。次の学校におけるいじめ防止等に関する取組では、学校は、市、教育委員会及び関係機関と連携して、未然防止、早期発見など4つの段階に応じて効果的な対策を講じていく、となっている。誰がどこで何をするかを明示するこ</p>

<p>梅山委員</p>	<p>とで、迷わないでほしいということなのだろう。</p> <p>(2)組織等の設置、でア、イと設けられているが、アの組織とイの組織は種類が違うのか。通常の組織ではないものを重大事態のときには別途設けるということか。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>例えば、予防の段階として、いじめのアンケートみたいなものをとらなくてはいけないことになっている。それは学校の中で組織をつくり、行っている。重大事態が起きたときには、もう1回、学校でアンケートみたいなものを行う、そういうことでよいのか。</p>
<p>大熊教育長</p>	<p>学校でも組織をつくり、学校以外でも組織、第三者委員会をつくる。それがこの委員会になる。</p>
<p>梅山委員</p>	<p>イが指しているのはこの委員会ということか。</p>
<p>事務局(郷古)</p>	<p>おっしゃるとおり。イがこの委員会の組織について、アは学校でいじめ対策を推進する組織をつくるとなっている。別のものである。</p>
<p>梅山委員</p>	<p>わかった。ありがとう。</p> <p>続いて、このアの方だが、国の基本方針だと、SCやSSW等の専門家を活用するようになっているが、この基本方針には具体的にSCとかSSWの活用というのは入れないのか。入っている自治体もあると思うが、敢えて入れないのか、できたら入れる方がよいと個人的には思う。</p>
<p>事務局(加藤)</p>	<p>学校が設置する組織については先程の横版の図式化した資料が分かりやすいかと思う。学校いじめ対策委員会で、基本的にはSCが関わることになる。この基本方針の中にSCやSSWを位置付けることは、現時点では考えていないが、ぜひそう言った意見をいただきたい。その他の部分も、現段階では条例を受けての案であるが、もう少し長いスパンでの見直しも必要だと事務局の方でもイメージしている。そういった視点でご意見をいただきたい。</p>
<p>今城委員</p>	<p>今の意見に対してだが、私が校長をしていた頃に他の学校と情報交換をしたときには、各学校のいじめ防止基本方針にはSCやSSWが全校入っていた。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>そのときに活躍する専門家には、これで用が足りるかということや、時代も関係してくる。職業としてのSCやSSWがある一方で、公認心理士や社会福祉士といった資</p>

<p>大熊教育長</p>	<p>格の場合もある。</p> <p>今回の基本方針の改訂案は、条例を制定したことによって見直したところ、最低限直さなくてはいけないところまでである。委員のみなさんにもっと細かいところまで見ていただき、もっとこういう風にした方がよいという意見をいただき、また改訂していくことになる。</p> <p>それから、条例に基づいて学校は基本方針をつくるのではなく、条例に基づいた市の基本方針をつくり、市の基本方針に基づいて各学校が基本方針をつくることになる。市の基本方針は学校がつくる基本方針のお手本になる。基本方針にもう少し細かく書いた方がよいという意見については、私どもも受けとめていく。</p>
<p>梅山委員</p>	<p>それはこの場でよいのか、それとも今日ではない方がよいのか。</p>
<p>事務局(郷古)</p>	<p>本市は条例よりも先に基本方針ができていたため、条例を制定したことにより基本方針と条例の規定に齟齬が生じたため、そこをまず直したいということで、今回、基本方針の案を出している。先程、教育長から諮問させていただいたが、今後、この組織とは別に設置する地域の関係者などによるいじめ問題対策連絡協議会とも連携をとりながら、できれば今年度、もしくはもう少し長いスパンで見直しをしていく。先程いただいた SC 等の文言についても今後検討していく。今日お願いしたいところは条例との齟齬を修正したいというところである。</p> <p>それとは別に長期スパンで全体を見直していきたいと思っている。ただこれも、分けてというのは難しいところがあるので、進行としては色々なご意見をいただきながら、事務局で改めてまた提案するといった形かと思う。2つのパターンが入り分かりづらかったと思うが、そういった趣旨でお願いしたい。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>事務局が優秀だから、我々がつぶやいたことが何らかの形で反映されると信じて、思いついたことを発言してほしい。</p> <p>組織等の設置については、結構、条例策定するときにも揉んだのだが、関係機関と連携して、というところに、市、教育委員会を加える、これでよいか。</p> <p>先に進む。未然防止、いじめは絶対に許されないという雰囲気为学校全体にというところだが、元々は校風の醸成というところを都の基本方針と同じにした。同じく都の基本方針と同じにしたのがカのところ、連携協力を連携・協力、これはそうとしか言えない。</p>

	<p>それから、エ重大事態への対処、(オ)の関係機関というところが小金井市いじめ問題対策委員会が行う調査へ協力する、重大事態のときにはいじめ問題対策委員会が調査を行うことが明示されている。</p>
<p>浅香委員</p>	<p>調査というのは具体的にどういう調査なのか。</p>
<p>坂井副委員長</p>	<p>私のイメージだと、この発生時の対応に従い、重大ないじめの事案が発生したら、教育委員会からこの委員会に調査の要請が来て、いじめという行為があるのかどうか学校の関係者に聞き取りをしたりするのだと思う。</p>
<p>浅香委員</p>	<p>客観的なデータを揃えるとか。</p>
<p>坂井副委員長</p>	<p>客観的なデータというか、聞き取りや、例えば怪我をした場合の診断書などではないか。</p>
<p>浅香委員</p>	<p>私の立場ならば、主治医の先生に調査するとか。</p>
<p>坂井副委員長</p>	<p>例えば外傷ではなく心因性のもの場合は、やはり医者に聞き取りをしたりする必要もあると思う。学校に行き担任の先生等に聞き取りをしたり、可能であれば子供一人一人に聞き取りをしたりとか。</p>
<p>浅香委員</p>	<p>ケースバイケースになるか。</p>
<p>坂井副委員長</p>	<p>そうだと思う。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>はっきりしない場合もある。</p>
<p>浅香委員</p>	<p>当事者だけだと分かりづらい</p>
<p>小林委員長</p>	<p>分かりづらいときは、場合によっては保護者に聞かなければいけない。それが係争関係に発展しそうな場合は特に気を使う。</p>
<p>坂井副委員長</p>	<p>特に重大事態発生時の対応で、加害者と被害者が特定されている場合には、調査を進める上での困難はあまり感じられない。しかし、心因性の腹痛や身体反応のとき、親から見たらいじめによって生じているということもあるが、このいじめによっての部分がすごく難しい。裁判でも結局、因果関係で争われるが、因果関係が認められなくて請求棄却になる事案もある。この調査はすごい難しく、色々と多方面からの聞き取りが必要になる。</p>

小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会 会議録

浅香委員	確かに診察する側から見ても、因果関係を特定するのは難しい。
坂井副委員長	難しいと思う。お医者さんをお願いしても難しいと言われる。
浅香委員	○×をつけるものでもない。
小林委員長	不幸にも亡くなってしまった結果の裁判記録を調べたことがある。一次調査と二次調査があるが、特に重大事態後の二次調査の発表が遅かったり、書いていることに矛盾が見られたりすると、大きな問題となる。次に問題となるのが予防段階の一次調査でどのような調査を行っているのか。引っかかっているとどのような対応をしたのかということの問題になり、全然引っかかっていないとこのような調査で分かるはずがないということの問題になる。
浅香委員	当事者の症状を見ると、すぐに解明しないといけない場合や心理的なものもある。やはり調査は迅速に行わないといけない。
小林委員長	記憶は変化するものであり、辛い体験をした場合ほど、事実でないことが事実になってしまうこともある。これが難しいところである。迅速な調査、迅速かつ正確に対応するしかない。 6市・教育委員会における取組、(1)いじめの防止等のための組織づくり、であるが、小金井市健全育成推進協議会の活用が小金井市いじめ問題対策連絡協議会の設置となった。ちょっと読み上げると、市は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例で定めるところにより、小金井市いじめ問題対策連絡協議会を置く、これは先程ふれた4ページ目に小金井市いじめ問題対策連絡協議会というものがある。そこでは例えば先程言った一次調査の細かいことについてうたわれていることになる。(ア)いじめの防止等のための対策の推進に関する、(イ)いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する、(ウ)その他いじめの防止等のための対策を推進する、というのがある。これまでの健全育成推進協議会の活用ではいじめの防止等のための対策となっていたが、今回、条例ができて、この委員会と通常はいじめ対策としていじめ問題対策連絡協議会ができた。これについてはいかがか、よいか。 イ小金井市いじめ問題対策支援チーム、というのがあったが、イ小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会を

	<p>設置、つまりこの委員会である。小金井市のいじめ委員会として、都の基本方針をもとに、教育委員会は小金井市いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携を図り、いじめの防止等のための対策を実行的に行うようにするため、教育委員会の附属機関として、専門的な知識等を有する者から構成される小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会を置く。主な所掌事項は次のとおり、(ア)いじめの防止等のための調査研究等、専門的な見地からの審議に関する事項、(イ)教育委員会又は学校が行ういじめの防止等の対策に関する事項、(ウ)学校において重大事態が発生した場合における事実関係を明確にするための調査に関する事項、先程の話のことである。</p>
<p>坂井副委員長</p>	<p>細かいことだが、条例では実効的に行うためとなっているが、この基本方針の案だと、実効的に行うようにするためとなっている。備考欄に都の基本方針を参考に修正となっているが、これは何か意味があるのか。</p>
<p>事務局(西尾)</p>	<p>申し訳ない。坂井副委員長のご指摘のとおり、現行の基本方針の、行うようにするため、となっていたところが残ってしまった。ご指摘のとおり、行うため、に修正する。</p>
<p>坂井副委員長</p>	<p>条例に合わせるということによいか。</p>
<p>事務局(西尾)</p>	<p>そのように修正する。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>他はよいか。 ウ小金井市いじめ問題調査委員会の設置、市長は、法第30条第1項の規定の場合、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、小金井市いじめ問題調査委員会を設置し、法第28条第1項の規定に基づく調査の結果についての調査、つまり再調査を行う。この委員会が調査をしたが、双方、主に被害者の方がこの調査では納得がいかないときは市長が再調査を行う、そういう形である。 いじめへの組織的な対応、私に関わった川崎の殺人事件、いじめではないが、そのときもいくつもの部署が絡み、市長による調査委員会もあった。 最後のページ、重大事態への対応、ア支援及び調査というところ。これまでは教育委員会としていたところだが、小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会として、学校のいじめ防止等の組織に専門家や事務局職員を派遣</p>

	<p>して必要な支援や措置を講じていくとしている。また、当該報告に係る事案について必要な調査を行う、事実関係その他必要な調査結果について、学校やいじめを受けた児童・生徒に対して適切に提供する、となっている。</p> <p>今ふれなかったところ以外でも、気になるところがあれば、出していただきたい。</p>
<p>今城委員</p>	<p>今の最後のところが十分理解できていない。本委員会が、重大事態が発生した場合には必要な調査を行うとなっている。しかし、いじめ問題調査委員会を設置するというのもあるが、これは別物と捉えてよいのか。</p>
<p>坂井副委員長</p>	<p>この立て付けだと、いじめ問題調査委員会は再調査を行うところなので、重大事態が起きた、教育委員会からの要請を受けて、このいじめ問題対策委員会が調査をして、その結果が出た、しかし、その結果を出した後、重大事態への対処または重大事態と同様の事態の発生の防止のため必要があると認められるときは、市長が調査委員会を開く、と法律では示されている。</p>
<p>今城委員</p>	<p>新たに調査委員会を設置するということか。</p>
<p>坂井副委員長</p>	<p>結果に納得いかない場合もあるだろうし、事態の重大性から今後の防止に役立てる必要があるということも含まれているように思う。おそらく別で選任された方によって、この委員会とは別の組織体ができるのではないか。</p>
<p>今城委員</p>	<p>分かった。すっきりした。</p> <p>文言的な細かいことでもよいか。この改定案は、よりどころになる法的なもの、条例、基本方針、委員会など非常に明確になり、分かりやすくなったと感じている。しかし、例えば、児童・生徒という言い方と児童等という言い方が出てきている。条例では最初に但し書きがあり、児童・生徒のことを今後は児童等というように定義している。この改訂案は児童等という言葉も入っているが、全体を通して見ると児童・生徒という使い方をしている。その辺りの文言は条例に合わせる方がすっきりすると感じた。</p> <p>もっと細かいことを言うと、教員という言葉が出てくる、例えば教員の指導力の向上と組織的対応など、その後には教職員という言葉が出てくる。この文言の扱い方が適正であるのか。教職員という言葉は、5学校における取組、のウで出てくる。(7)で、特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織的対応というのが出てくる。しかし、教員の指導力という言葉が、その前の、4いじめ</p>

	<p>問題への基本的な考え方、の(3)に出てくる。子供たちを指導するのが教員であり、教員の他に事務職員が入るとき、私は教職員と言っていた。私はそのように使っていたと思う。もっと広く、全てを網羅する職員という言い方、用務主事や色々な職種の方がいるから、そういう方も全部含まれると思う。今、話した5のところは教員ではないのかと感じた。その辺りをまた今後、見るとよいのではないか。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>条例をつくる段階では、最初に児童等と定義することにした。文科省では児童・生徒と使っているので、確かに表記がゆれている。</p>
<p>今城委員</p>	<p>どちらかに統一した方がすっきりする。何か違いがあるのかと捉えられてもいけない。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>このいじめの基本方針は、いじめのない小金井市宣言などをふまえて書いてある。法律や条例のようなかっちりとしたづくりではなく、こういうことを心して皆さん頑張っていきましょうという感じである。 それにしても今の教員なのか教職員なのかという辺りは考えていただきたい。</p>
<p>事務局(郷古)</p>	<p>今城委員のご指摘の児童等、児童・生徒のところについては、条例と同じように先に定義づけをして、児童等で統一したいと思う。2点目の教員と教職員については、法律では教員と教職員は条文ごとに区別して使っているので、今回の基本方針では誰を対象にしているかというところで教員と教職員を使い分け、適切に修正したい。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>他はいかがか。</p>
<p>梅山委員</p>	<p>また今後というところだと思うが、4の(3)、教員の指導力の向上と組織的対応、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る、というところと、5の(3)、ウ早期対応、の(7)いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織的対応、と示されているところだが、確か平成29年に国の方針を改正したとき、別のところでいじめの対策委員に入っていて、大きな議論になった。いじめに対応するところで教職員には義務が発生しているのではないか、国の基本方針には、教職員が個人で抱え込むというのは法の第23条第1項に違反し得ると示されている。教職員が1人で対応してもよい、1人で対応しない方がよいという扱いではなく、1人で抱え込み報告</p>

しない時点で義務違反となり得ると位置付けられたと理解している。国の基本方針にも違反し得るという言葉が用いられているのだから、教員個人による対応に任せることなくや一人で抱え込まない速やかな組織的対応よりも、もう少し強調する必要があるのではないかと思う。国の基本方針では、校内の組織に報告しないこと自体が規定に違反し得ると表現されているので、報告する必要があることを強調してもよいと思う。ご検討いただきたい。

もう1点、もし可能であれば、先程、大熊教育長の発言のとおり市の基本方針をもとに各校で基本方針を設定することを考えると、いじめに対する措置に関わって、いじめの解消が含まれてもよいと思う。国の基本方針でも、解消とは謝ってそれで済むものではないと明記されている。どのようにこの解消というものを位置づけるのか、ウ早期対応、エ重大事態への対処、の間に入るか。早期発見、早期対応、その後の確認作業があり、重大事態への対処というように理解をした。いじめの解消について共通理解として設定したらよいと思った。

小林委員長

法では、いじめの解消についてどのように書かれているか。

梅山委員

国の基本方針の30ページ、法の第23条第1項に明記されている。読み上げると、学校の教職員、地方公共団体の職員、その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする、とある。その部分の解説として、基本方針の中には、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない、すなわち、学校に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る、と明記されている。続いて、記録の必要性についても書いてあり、各教職員は、学校の定めた方針等に従って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある、と言いつけている。この辺りも議論していた自治体では入れ込んでいたと思う。

浅香委員

私が気にしているのは再発防止、その後、発展していかないようにしてほしい。事後、引きこもりになる、ある程度時間を置いてからいじめの被害が起こるなどのことへの対応について、言及されていない。

小林委員長	<p>今の発言は、加害者についてか。</p>
浅香委員	<p>加害者もあれば被害者もある。また同じ状況になってはいけない。</p>
小林委員長	<p>被害者が加害者になる場合もあるし、加害者が被害者になる場合もある。 先程、梅山委員から出た、表現を強めて書くというのはいかがか。どのくらい強めればよいか。ある程度、強くするか。</p>
坂井副委員長	<p>解釈の問題だと思うが、基本方針の改定案の、任せることなく、というのは、任せてはいけないということなので、そういう意味では、任せてはいけない、全体で組織づくりをなささい、とも読める。都の基本方針と同じ表現と書いてあるから、任せることなく、というのは都の基本方針ということなのか。</p>
事務局(郷古)	<p>そのとおりである。この表現を東京都が使っている。梅山委員のおっしゃるとおり、教員の義務規定については国の基本方針の解説に書かれていると認識している。市の基本方針にどこまで書くかについては、今後、検討していきたい。</p>
梅山委員	<p>検討するのであれば、先程の、任せることなく、というところよりも、ウ早期対応の部分かと思う。いじめ対策委員会についてこの段階では出てきていないが、組織的な対応と表現して、いじめ対策委員会への報告と入れると分かりやすくなると思う。</p>
大熊教育長	<p>梅山委員のおっしゃるとおりであり、いじめが起きたときはすぐに報告するということを徹底する必要があると思う。まずは研修等でしっかりと伝えていきたいと思う。どのような文言にするかは検討するということがよいか。少し付け足してもらいたい。</p>
事務局(加藤)	<p>梅山委員のおっしゃるようなことを、学校は基本的には認識しているとは思いますが、しかしまだまだ教員の認識に多少のずれやぶれがあるかもしれない。文言として位置づけるというのも1つであるが、我々としては今、教育長からあったとおりに研修等をしっかりと行い、まずはいじめについてキャッチした、いじめではないかと思ったときは、報告して共有するというのを学校にしっかりと伝えることから始めていきたいと思う。報告という言葉</p>

<p>大熊教育長</p>	<p>を入れるかどうかは検討していきたい。</p> <p>細かく見ていただき、次回、問題提起していただくことが必要だと思う。今、変えなければならないところはこれで1回進めるが、研修等は今みなさんが言われた方向で、すぐに進めていきたい。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>その他に今日やらなければいけないことは何か。</p>
<p>事務局(郷古)</p>	<p>事務局としてはせっかくお集まりいただいたので、基本方針の改定案に限らず、いじめ対策について思うところがあればお話しいただけるとありがたい。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>いじめ問題対策に関連することになるが、各学校が行ういじめに関する一時的な調査、いじめ発見のための調査の調査項目は、小金井市はどうなっているのか。いじめという言葉を使わずに、うまく実態を把握しているのか。国立政策研究所ではうまく行っている。一番すごいのは、小学校でも中学校でも7割から8割がいじめの体験がある、そのように調査で引き出している。引き出せる調査項目というものがあると思う。いじめの件数が多い、捕捉率が高い方がよい。日本は、教員や保護者がいじめを捕捉すると、いじめの収束率が高い、結構よい。問題は捕捉できないことなので、調査がどこまでしっかりできるか、しっかり考え抜かれた調査をしているのかが気になる。実効性のある調査、いじめがありましたかという聞き方では子供が「えっ」てなる、国際比較調査でも以下のようなことがありましたかという聞き方をしているだけで、いじめという言葉は使っていない。生活アンケートということではよいと思う。</p>
<p>坂井副委員長</p>	<p>小金井市ではそういうことは各学校に委ねているのか。</p>
<p>事務局(西尾)</p>	<p>調査項目は市で指定するのではなく、各学校で決めて行っている。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>完全指定しなくてもよいが、こういう方向でというのはあった方がよいと思う。</p>
<p>坂井副委員長</p>	<p>各学校のアンケート結果は連絡協議会で集約するような動きになるのか。</p>
<p>事務局(西尾)</p>	<p>連絡協議会には学校の教員も出ているが、子供たちに関わる関係機関の方々が集まって話し合いをする場であ</p>

<p>小林委員長</p>	<p>る。このようないじめがあったという報告をする場ではない。</p> <p>予防のため、早期発見のための調査はどのように行われているか。学校が独自で行っているとのことだが、実効性があるものかどうか、実効的になっているかをどの程度見ることができているのか。7割から8割の子供がいじめた体験といじめられた体験があるということを考えると、3年間でいじめの体験がないという子供を探す方が難しい。</p>
<p>大熊教育長</p>	<p>認識はしている。今のご意見を受けて、いじめアンケート全校分をもう一度精査し、考え抜かれた調査になっているのかというのを精査したいと思うがいかがか。</p>
<p>坂井副委員長</p>	<p>お願いしたい。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>これまでと同じことを形式的に行うのでは、子供たちがその調査を行い、最後に名前を書くということで、相談したいとなるか、言いたくないということもあるのではないか。</p>
<p>浅香委員</p>	<p>広くストレスチェックみたいな感じで、いじめに限らず子供の SOS をキャッチしなくてはいけないのではないか。そのような調査はどうか。</p>
<p>大熊教育長</p>	<p>今年度、WEBQU を全校全児童・生徒が実施している。いわゆる仲間意識のある集団とそれから外れた子供というのが出てくる。全校でストレスチェックも行っている。</p>
<p>事務局(加藤)</p>	<p>今、浅香委員からあったように、いじめに特化ということではなく、コロナ禍であることも踏まえると、子供たちのストレスといった面が心配されるので、一人一台端末を使い、ストレスチェックのような調査を行っている。簡単に項目を選び、最後に自由記述というようなチェックを今まさに行っている。長期休業前にできるだけケアするという意味合いも込めている。</p>
<p>浅香委員</p>	<p>どのようにチェックをしていくのか。</p>
<p>事務局(加藤)</p>	<p>チェックについては前半部分が得点化できるようになっていて、一定の点数以上の子供は少しケアが必要だということになる。その後は基本的に担任等が個別に話を聞くというのが一般的な入口になると思う。基本的には少し心配だと思ったときに、担任が声をかけたりして、</p>

	<p>少しでもキャッチしていくという形が多い。</p>
<p>浅香委員</p>	<p>個々のケアもできるし、中長期的に行ってもよい。</p>
<p>大熊教育長</p>	<p>コンピュータで全部集計する。縦串と横串があり、クラスの中でどのような子供がストレスを抱えているレベルの高い子供かという横串と、継続的にアンケートを行っていくという縦串とで、その子供の変化が見られる。ストレスの度合いの高い子供はいじめが関係していることも考えられるので、その辺りのチェックをしっかりとやっていきたい。先程の WEBQU と合わせ、いじめだけに限らず、常に子供たちの様子を把握していきたい。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>コロナについては、3ヶ月に一度、国立成育医療研究センターがコロナ×こどもという調査研究、ストレス研究を行っている。ストレスが高い、鬱傾向については女子が顕著である。別の調査でも女子のストレスが高いと出ていて、中学生、高校生の女子の自殺率が非常に高いというのもある。これはコロナの影響だと思うが、最近増えてきた。ただし、ストレスがかかっているから不登校が増えるかというところではない。全体的には長期欠席は増えていて、分からない状況である。コロナが怖いという場合、これは不登校と言えるかどうか、長期欠席でも病欠ではないというのはどうなるのか。</p>
<p>浅香委員</p>	<p>ある意味、コロナが保護してくれるというか。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>そうだが、実はそれで助かっている部分もある、</p>
<p>浅香委員</p>	<p>逆にコロナでなくなってしまうたら、孤立化してしまう。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>長期欠席としてカウントしていて、不登校とはカウントしていなかった子供に対して、その理由が一気に成り立たなくなり、不登校になる、そういうことが来年度以降、増えるのではないかと実感している。人が怖いという子供はコロナも怖い。</p>
<p>浅香委員</p>	<p>人と接することが怖い。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>印象として引きこもりの女の子が増えている。</p>
<p>浅香委員</p>	<p>女の子はコミュニケーションで生きているから。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>コミュニケーションがとれない。でもコミュニケーション</p>

<p>浅香委員</p>	<p>ョンを求めるから、ネットでつなぐと楽しくできる。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>そこでまたうまくやれることもできる。</p>
<p>浅香委員</p>	<p>コミュニケーション、話ができないということがストレス、というのは合っている。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>女子は集団の中で生きている。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>熊本地震直後の子供たちと比較して、中学校の男子を除き明らかにストレスが高い。自殺やいじめの裏側には色々なファクターがあるような気がする。</p>
<p>大熊教育長</p>	<p>事務局から次回に向けて何かあるか。</p>
<p>大熊教育長</p>	<p>4 事務連絡</p> <p>今日、提案した内容について、私どもの方で課題については修正していくが、もう少し細かいところまで見ていただきたい。もう1つ、先程、小林委員長からご指摘いただいたいじめのアンケート、小金井市立小中学校のいじめ防止対策のための取組、これが十分であるか、どのように行っているのかということについて、忌憚のないご意見をいただきたい。子供たち一人一人の幸せを担保できる教育委員会、学校になっていきたいと思うので、よろしくお願ひしたい。</p>
<p>事務局(西尾)</p>	<p>本日いただいたご意見をもとに、いじめ防止基本方針の改訂に向けて修正したものを、委員のみなさまに電子メールなどで確認をしながら、動いていきたい。次回の会議は今後、日程調整をするが、年度末、1月から2月くらいを予定している。</p>
<p>大熊教育長</p>	<p>今日いただいたご意見はすぐに参考にさせていただいき、教員研修は速やかに進めていきたいと思う。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>それでは、第1回小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会を終了する。</p>